

課長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当

## 磐田市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月18日(火) 午後2時00分から

2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室

3 出席委員	1番 白澤 穎一	3番 鈴木 浩孝	
	4番 赤塚 高石	6番 安田 博俊	
	7番 伊藤 真人	8番 大箸千賀子	9番 榊原 茂
	10番 鈴木 敏一	11番 河島 直明	12番 田中 昌孝
	13番 平井 俊治	14番 新村 隆	15番 稲垣 明久
	16番 鈴木 康司	17番 栗倉 高利	18番 石野 計美
	19番 竹森 公彦		

4 欠席委員 2番 松野 恒男 5番 岸間 千乃

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の氏名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可について  
 議案第15号 事業計画変更承認について  
 議案第16号 農地法第5条の規定による許可について  
 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第19号 農地法第5条の規定による許可取消願について

6 事務局出席者 鈴木課長 新井主幹 水野主査 寺田主事

7 議 事

会長)

それでは、ただいまから7月定例会を開会いたします。在任委員19名中17名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、17番 栗倉 高利委員、18番 石野 計美委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書5ページをご覧ください。北部地区、整理番号4番の転用事情欄に「雑種地 [REDACTED]併用」という文言の追加をお願いします。次に、議案書13ページをご覧ください。東部地区、受理番号4番の譲渡人のフリガナが「[REDACTED]」になっていますが、正しくは「[REDACTED]」に訂正をお願いします。また、「[REDACTED]」という漢字に濁点が付いていますが、濁点の削除をお願いします。次に、議案書14ページをご覧ください。北部地区、整理番号1番の摘要欄に「借入」になっていますが、正しくは「貸入」に訂正をお願いします。最後に、議案書16ページをご覧ください。北部地区、整理番号1番の申請地が「岩井 [REDACTED]」になっていますが、正しくは「岩井 [REDACTED]」に訂正をお願いします。また、面積が「[REDACTED] m<sup>2</sup>」になっていますが、正しくは「[REDACTED] m<sup>2</sup>」に訂正をお願いします。

訂正は以上でございます。申し訳ございませんでした。

議 長)

それでは、議事に入ります。今月の議事の進行ですが、議案第14号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号4番と5番につきまして、今月同時に上程されています、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」の整理番号10番と11番の採決後に審議をお願いする案件となりますので、案件を前後して、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」を先に議案として上程します。

次に、議案第15号「事業計画変更申請について」整理番号1番は、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」整理番号12番と関連があり、同時に審議する必要があるため、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」で併せて議案として上程します。

事務局より説明を求めます。

議案書4ページをご覧ください。

議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「見付 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、[REDACTED]、使用借人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、自己専用住宅 [REDACTED]

[REDACTED]です。都市計画法の「既存集落内の自己専用住宅」の許可地です。

申請人は、市内の [REDACTED] に居住していますが、何かと不自由なことが多いことから、自己用住宅を持ちたく、  
[REDACTED] に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は公共下水道へ接続し、雨水は北側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地「大久保 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、[REDACTED]、使用借人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、分家住宅 [REDACTED]です。

申請人は、市内に [REDACTED] に居住していますが、何かと手狭になったことから、自己用住宅を持ちたく、[REDACTED]  
[REDACTED] に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロックを設置し、生活排水は合併浄化槽へ接続し、雨水は南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号3番、北部地区、申請地は「大久保 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の従業員駐車場及び中型車 [REDACTED] 台、大型車 [REDACTED] 台分の事業用トラック駐車場、緑地 [REDACTED]、調整池 [REDACTED]、通路 [REDACTED]、アスファルト舗装敷です。

申請人は、申請地 [REDACTED] 側隣接地にて [REDACTED] 法人です。申請人は、事業の拡大とともに [REDACTED] が増え、既存敷地に [REDACTED] を建築したことにより駐車場が不足しており、隣接地に駐車場用地を確保したく申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、区域内側溝より調整池へ導き、[REDACTED] 側道路側溝へ制限放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

事前審査会において、[REDACTED] が駐車することで近隣の住宅への排気ガスの影響があるかもしれないが、住民に対して説明しているのか質問をいただきました。申請人に確認したところ、周辺の住民に説明し、事業に納得されていると確認しました。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号4番、北部地区、申請地「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、雑種地 [REDACTED]併用、合計面積 [REDACTED] です。

譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の下請作業員用駐車場及び重機 [REDACTED] 台分の駐車場、[REDACTED] の資材置場で碎石敷です。売買による所有権移転の案件です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED] を営む法人です。解体工事で使用する碎石を [REDACTED] で確保していましたが、工事現場の [REDACTED] に運搬する時間がかかってしまい、既存の敷地内には工事

車両駐車場及び資材置場を設置する場所が確保できないため、周辺地域で適地を探したところ、当地を譲つてもらえることになり、申請するものです。

駐車場等の規模や配置計画は、適當、資金計画も妥当と思えること。雨水は地下浸透及び側道路側溝に放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号5番、北部地区、申請地「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、[REDACTED]、使用借人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、分家住宅 [REDACTED]です。

申請人は、市外のアパートに居住していますが、今後の生活設計のことを考え、[REDACTED]隣接に自己用住宅を持ちたく、[REDACTED]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は、適當、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は下水道へ接続し、雨水は側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、[REDACTED]の所有地の中で検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号6番、北部地区、申請地「匂坂中 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、雑種地 [REDACTED]併用です。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、[REDACTED]、賃借人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、コンビニエンスストア [REDACTED]、物置 [REDACTED]  
[REDACTED]、普通車 [REDACTED]台、大型車 [REDACTED]台分の駐車場、調整池 [REDACTED]、アスファルト舗装敷です

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED]法人です。申請人は、全国的に [REDACTED]  
[REDACTED]事業を展開しており、申請地は交通量が多い道路に隣接しており、集客力の高い当地を確保したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適當、資金計画も妥当と思えること。雨水は場内側溝を介して調整池へ流入し、[REDACTED]側道路側溝を経由し、[REDACTED]排水路へ放流、雑排水は浄化槽を介して[REDACTED]側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる流通業務施設等に該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号7番、東部地区、申請地「西貝塚 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、雑種地 [REDACTED]併用です。

賃貸人は、[REDACTED]、賃借人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]の資材置場で、碎石敷です。賃貸借の権利設定の案件です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED]法人です。申請地の[REDACTED]側隣接地にて既に資材置場と駐車場を所有していますが、資材置場が足らないため新たに資材置場用地を確保したく、周辺地域で適地を探したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

資材置場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書6ページをご覧ください。

整理番号8番、西南地区、申請地「万正寺」、地目畠、面積■です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、■、譲受人は、■、転用目的は、■W太陽光パネル■枚を設置し、発電能力■kw、設置面積■の太陽光発電施設です。

申請人は、京都府内に本店住所を置き、■法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は■側道路側溝に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。除草作業は、■に委託し、年4回程度行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、福田地区、申請地「福田」、地目田、面積■、合計面積■です。

賃貸人は、■、賃借人は、■、転用目的は、■製品置場と■の資材置場で砕石敷です。賃貸借の権利設定の案件です。

申請人は、市内に本店住所を置き、■法人です。申請人は、現在資材置場として使用している土地の返還を求められ困窮しており、新たに製品置場及び資材置場用地を確保したく、周辺地域で適地を探したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

資材置場等の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は■側道路側溝に放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、市街化に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である事から、第2種農地に該当し、他に同等規模の代替となる土地もない事から、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、福田地区、申請地「豊浜」の一部、地目畠、面積は3■のうち0■、合計面積■のうち■です。使用貸人は、■、使用借人は、■、転用目的は、営農型太陽光発電施設、■Wパネル■枚を設置し、発電能力は■kw、設置面積■、下部農地面積■、栽培作物は■です。期間は■年間の一時転用です。転用面積は、支柱■本、引込柱■本、キュービクル■基の合計面積です。

申請人は、東京都内に本店住所を置き、法人です。農地の上部を有効活用し、営農を行なながら、発電施設として転用したく、申請するものです。下部農地の営農者については、農地法第3条の許可を令和5年1月に受けている農地所有適格法人であり、申請者とグループ会社です。本案件につきましては、市の再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の同意、地元自治会の同意を得ています。

発電施設の規模、配置計画は適當、資金計画も妥当と思えること、最低高 mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の遮光率は %、から、「地域の平均的な単収基準を満たす量の収穫が得られると判断致します。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時転用に該当し、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

次に、整理番号 11 番、竜洋地区、申請地「川袋 ■」の一部、地目畠、面積は m<sup>2</sup>のうち m<sup>2</sup>です。使用貸人は、■、使用借人は、■、転用目的は、営農型太陽光発電施設、Wパネル 枚を設置し、発電能力は kw、設置面積 m<sup>2</sup>、下部農地面積 m<sup>2</sup>、栽培作物は ■、 年間の一時転用です。転用面積は、支柱 本、引込柱 本の合計面積です。

申請人は、整理番号 10 番と同じ法人です。農地の上部を有効活用し、営農を行なながら、発電施設として転用したく、申請するものです。下部農地の営農者については、農地法第3条の許可を令和4年 11 月に受けている農地所有適格法人であり、申請者とグループ会社です。

発電施設の規模、配置計画は適當、資金計画も妥当と思えること、最低高 mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の遮光率は %、から、「地域の平均的な単収基準を満たす量の収穫が得られると判断致します。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

議案書7ページをご覧ください。

整理番号 12 番、豊田地区につきましては、議案第 15 号「事業計画変更承認について」の整理番号 1 番と合わせて説明させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

議案第 15 号「事業計画変更承認について」、農地法により転用許可された後、事業計画変更の申請が次のとおり申請があったので承認を求める。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、豊田地区、申請地は、当初、変更後いずれも「加茂 [ ]」、地目畠、面積は [ ] です。当初申請人は、[ ]、転用目的は、居宅 [ ]、転用事情は、昭和 [ ] 年に住宅の目的で転用許可を受けた後、諸般の事情により計画を断念したものです。

変更後申請人は、[ ]  
[ ]、転用目的は、建売住宅 [ ]、転用事情は、次の5条の方で説明します。

再度、議案書7ページ、5条の豊田地区、整理番号12番をご覧ください。申請地「加茂 [ ] 番」、地目畠、面積は [ ] です。計画変更の変更後の申請人が、譲受人になります。

転用目的は、建売住宅 [ ] です。都市計画法の「既存宅地の特例措置」の許可地です。売買による所有権移転の案件です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[ ] 法人です。建売住宅を建築したく、土地を探したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。汚水は公共下水道に接続し、雨水は [ ] 側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、事業計画変更申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、またはそれ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件に該当することから、承認相当、5条申請につきましても、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号13番、豊田地区、申請地「海老塚 [ ]」、地目畠、面積 [ ]、合計面積 [ ] です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、[ ]、譲受人は、[ ]  
[ ]、転用目的は、[ ]W太陽光パネル [ ]枚を設置し、発電能力 [ ]kw、設置面積 [ ] の太陽光発電施設です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[ ] 法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。本案件につきましては、市の再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の同意と市土地利用対策委員会の承認を得ています。

発電施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は調整池へ流入させ制限放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育及び公共施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号14番、豊岡地区、申請地は「上野部 [ ]」、地目畠、面積 [ ]、雑種地 [ ]併用です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、[ ]、譲受人は、[ ]  
[ ]、転用目的は、養魚用水槽 [ ]個で、碎石敷です。

申請人は、[ ] 協会に所属し、品評会に参加しています。自宅で水槽を設置し養魚をしていますが、自宅の土地が狭くなり、[ ]と朝夜の冷え込み気温が違い、気温の高い申請地で飼育したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適當、資金計画も妥当と思えること。雨水は地下浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種・第3種農地のいずれの要件にも該当しない、小集団で生産性の低い農地である事から第2種農地に該当し、他に同等規模の代替となる土地もない事から、許可相当と判断いたします。

議案書8ページと9ページをご覧ください。

整理番号15番と16番は、同じ申請人、転用目的の案件ですので、併せて説明させていただきます。

整理番号15番、16番豊岡地区、15番の申請地「平松 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]、16番の申請地は「平松 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、道路敷 [REDACTED]併用、水路敷 [REDACTED]併用です。15番は売買による所有権移転、16番は賃貸借による権利設定の案件です。

整理番号15番の譲渡人は、[REDACTED]、16番の賃貸人は、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人及び賃借人は、[REDACTED]、転用目的は、従業員駐車場（普通車 [REDACTED]台分）、調整池 [REDACTED]、アスファルト舗装敷です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED]法人です。申請人は、従業員等で必要な駐車スペースを確保できず、慢性的な駐車場不足となっており、今後の従業員の増加に伴い駐車場用地の確保が急務となっているため、土地所有者に相談したところ、当地を貸して、また、譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適當、資金計画も妥当と思えること。雨水は調整池を経由し、道路側溝及び区域東側の排水路へ制限放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

事前審査会において、事業の住民説明会が開催されず、周辺の住民への説明不足ではないかという意見をいただきました。申請人に確認したところ、施工前に、周辺の住宅に個別で訪問し、事業説明を行うと確認しました。次に、現状 [REDACTED]側の道路が渋滞しやすく、駐車場ができるることによって、渋滞が深刻になるのではないかという意見をいただきました。申請人に確認したところ、従業員には時差出勤を実施させ、出勤を分散することで対策すると確認しました。最後に、今後も駐車場を増やす計画があるのかという質問をいただきました。申請人に確認したところ、現時点では計画はないと確認しました。

15番の立地基準は、相当数の街区を形成している区域内にあの農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

16番の立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と名前を言ってから発言をするようお願いします。

[委員)

14番ですが、養魚は漁業の分野としてみることができれば、水槽の設置行為は転用はいらないのではないで  
しょうか。

事務局)

農地は耕作の目的に供される土地ですので、今回の場合は耕作以外ということで転用が必要という判断をいたしました。

[委員)

9番ですが、元々埋立てをし、資材置場として利用していたと思うが。

事務局)

申請者が以前、残土置き場などに利用しており、違反転用状態だったと確認をしておりますが、現在は是正し、更地になっております。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第15号「事業計画変更承認について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議長)

次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「笠梅[REDACTED]」、地目田、面積[REDACTED]、合計面積[REDACTED]です。  
売買による所有権移転の案件で、農業委員会のあつせん事業により譲り受けた案件です。

譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]、自作地[REDACTED]、  
貸付地[REDACTED]、借入地[REDACTED]です。

譲受人は、[REDACTED]の栽培行う認定農業者です。借入地及び自宅近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りました。

く、申請するものです。売買価格は、10a当たり約 [ ] 万円、総額 [ ] 万円です。取得後も、[ ] の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地「岩井 [ ]」、地目畠、面積 [ ]、合計面積 [ ] です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、[ ]、譲受人は、[ ] です。

譲受人は当地を取得し、新規就農をしたく、申請するものです。取得後は、[ ] の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号3番、西南地区、申請地「北島 [ ]」、地目畠、面積 [ ] です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、[ ]、譲受人は、[ ] です。

譲受人は、[ ] の栽培を行う専業農家です。自宅近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。取得後は、[ ] の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号4番は、農地法第5条、整理番号10番の営農型太陽光発電の上部パネルの区分地上権の案件となります。

整理番号4番、福田地区、申請地「豊浜 [ ]」の一部、地目田、面積 [ ] のうち [ ]、合計面積 [ ] です。賃貸人は、[ ]、賃借人は、[ ]

[ ] です。下部農地の所有者と上部パネルの所有者が異なるため、区分地上権を設定する案件となり、5条の申請者と同一の申請者となります。期間は、許可日から [ ] 年間です。

設定面積は、パネルの設置面積となります。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号5番は、農地法第5条、整理番号11番の営農型太陽光発電の上部パネルの区分地上権の案件となります。

整理番号5番 竜洋地区、申請地「川袋 [ ]」の一部、地目田、面積 [ ] のうち [ ] です。賃貸人は、[ ]、賃借人は、[ ]

[ ] です。下部農地の所有者と上部パネルの所有者が異なるため、区分地上権を設定する案件となり、5条の申請者と同一の申請者となります。期間は、許可日から [ ] 年間です。

設定面積は、パネルの設置面積となります。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第15号から報告第19号までを一括して事務局から報告願います。

事 務 局)

議案書10ページをご覧ください。

報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、西南地区、届出地「草崎 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。被相続人は、[REDACTED]、相続人は、[REDACTED]の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書11ページをご覧ください。

報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、東部地区、届出地「城之崎 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。

申請人は、[REDACTED]、転用目的は駐車場、計1件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページから13ページをご覧ください。

報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付」[REDACTED]、地目畠、面積[REDACTED]、合計面積[REDACTED]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、転用目的は、宅地分譲を含め、  
所有権移転の案件5件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書18ページから15ページをご覧ください。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があつたので、次のとおり報告する。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「大久保」[REDACTED]、地目畠、面積[REDACTED]、合計面積[REDACTED]です。貸貸人は、[REDACTED]、賃借人は、[REDACTED]、貸人の都合(売却)のためを含め、計5件の通知を受理しましたので、報告いたします。

議案書19ページをご覧ください。

報告第19号「農地法第5条の規定による許可取消願について」、このことについて、農地法第5条の規定による許可取消の願出を受理したことを報告する。

令和5年7月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、申請地「岩井」[REDACTED]、地目畠、面積[REDACTED]です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、[REDACTED]、使用借人は、[REDACTED]、転用目的は住宅敷地を含め2件の願出を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

ただいまの報告第15号から報告第19号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

全体を通して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了(午後2時29分)

**協議事項**

なし

**報告事項**

- ・あつせん委員会の開催について

**連絡事項**

なし

終了（午後2時41分）

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人